

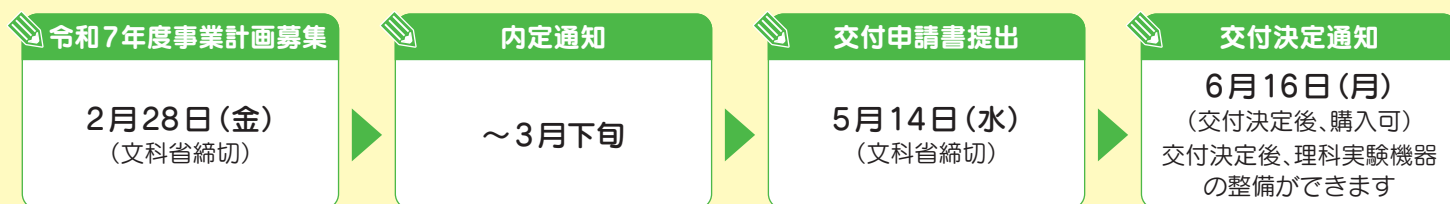
小・中・高等学校では、
理科観察実験機器最重点設備・重点設備が
不足しています

国庫補助金を活用して整備しましょう



現在、文部科学省では
令和7年度 理科教育設備整備費等補助金事業の受付中です

令和7年度の理科教育設備整備費等補助金事業の手続き



既に、小中高等学校においては、新しい学習指導要領が実施されています。

現行の学習指導要領では、新たな観察実験機器が数多く登場しています。早急に理科観察実験機器の整備充実が必要です。

また、令和8年度の理科設備整備計画も求められています。

積極的に国庫補助金の活用にお取り組みください。

国庫補助金を活用して観察・実験機器の整備充実をお願いします。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

国庫補助金を活用して、理科観察・実験機器を充実させ、理科教育環境を整備してください

1. まずは理科室の観察・実験機器の点検をしましょう。 必要な理科観察・実験機器をリストアップしましょう。

足りない観察・実験機器や古い・使用できない観察・実験機器を点検・調査してください。

〔令和6年度 理振協会調査結果により、次年度以降に整備したい観察・実験機器〕

小学校
- 電気体検知管 - デジタル気体チェッカー - 生物顕微鏡 - 筋肉付腕の骨格模型 - 電子てんびん - 電気の利用プログラミング学習セット

中学校
- 電子てんびん - 顕微鏡 - 双眼実体顕微鏡 - 電源装置 - デジタル気圧・高度計 - 直流電圧計

高等学校
- 顕微鏡 - 精密電子てんびん - 純水製造装置 - 分析用電子てんびん - 水平すだれ式波動実験器 - 超音波洗浄器

2. 使えない・古い観察実験機器を 廃棄して、理科室の整理をしましょう。

【参考 廃棄処分について】

- ① 理科観察・実験機器の廃棄処分については、自治体・学校法人の規則に基づいてください。
- ② 取得価格で単価50万円以上の理科観察・実験機器について、文部科学省財産処分制限期間を満たない場合は、文部科学省への「財産処分承認申請書」の手続きが必要です。
なお、取得価格で単価50万円以下の理科観察・実験機器の廃棄については、文部科学省への手続きは不要です。
- ③ 廃棄をしたら、理科教育等設備台帳の廃棄欄に数量と金額を記載してください。

※文部科学省の財産処分制限期間

財産の名称・構造等	処分制限期間
電気機器及びガス機器	
テレビジョン・その他の音響機器	5年
冷房用又は暖房用機器	6年
電気冷蔵庫・その他これらに類する電気又はガス機器	6年
時計・試験機器及び測定機器	
時計	10年
度量衡器	5年
試験又は測定機器	5年
光学機器及び写真製作機器	
カメラ及び望遠鏡	5年
乾燥機・顕微鏡その他の機器	8年

理科教育設備整備等補助金事業の取り組みのお手伝いをします

理科教育設備整備等補助金（理振）申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体・学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で70回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、3,000以上の自治体・学校法人様にご参加いただきました。今年度も開催いたします。

- 久しく国庫補助を受けていないので手続きがわからない
- 久しく理科教育等設備台帳がメンテナンスされていない

など理振補助金に関するご質問がございましたら、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: **03-3294-0715** 📠 Fax: **03-3294-0716**

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。 ▶▶▶ <https://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル